

平成 21 年 2 月 17 日

各 位

会 社 名 株式会社 プラコー
代表者名 代表取締役会長兼社長 高寺 茂覚
(J A S D A Q ・ コード 6 3 4 7)
問合せ先 専務取締役 秦 範男
電話 0 4 8 - 7 9 8 - 0 2 2 2

金融庁による課徴金納付命令の決定について

当社は、平成 21 年 1 月 21 日付『「証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告」
に関してのお知らせ』にて既に開示しておりますとおり、当社が行った過年度の決算短信
等の訂正に関して、証券取引等監視委員会により金融庁に対し、当社に課徴金納付命令を
発出すべきである旨の勧告がなされておりました。

当社が提出しておりました、課徴金に係る金融商品取引法第 1 7 8 条第 1 項第 4 号に掲
げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を受け、平成 21 年 2 月 17 日付
にて、金融庁より納付すべき課徴金の額 3,000,000 円及び、納付期限を平成 21 年 4 月 20
日とする旨が決定されたことから、お知らせいたします。

当社は、金融庁からの課徴金納付命令を真摯に受け止め、今後二度とこのような事態が
起こらぬよう、引続き内部統制の強化とコンプライアンス経営の確立に向け、役職員一丸
となって市場と全てのステークホルダーの皆様からの信頼回復に努めてまいります。

皆様におかれましては、引続きご支援、ご鞭撻を賜りますよう謹んでお願い申し上げま
す。

以上

【別紙】

金融庁の決定内容は以下のとおりです。(金融庁 HP に記載の「株式会社プラコーに係る有価証券報告書等に対する虚偽記載に対する課徴金納付命令の決定について」より抜粋)

1. 決定の内容

納付すべき課徴金の額及び納付期限

金 300 万円 平成 21 年 4 月 20 日

1. 事実及び理由

(1) 課徴金に係る法第 178 条第 1 項第 4 号に掲げる事実

被審人(株)プラコーは、売上の前倒し計上、売上債権の過大計上、前受金の過少計上等により、

①平成 19 年 12 月 21 日、経常損益が 68 百万円（百万円未満切捨て。以下、経常損益額、中間純損益額、純資産額及び当期純損益額について同じ。）の損失であったにもかかわらず、これを 2 百万円の利益と、中間純損益が 95 百万円の損失であったにもかかわらず、これを 7 百万円の利益と記載するなどした中間損益計算書、及び純資産額が 475 百万円であったにもかかわらず、純資産額に相当する「純資産合計」欄に 638 百万円と記載するなどした中間貸借対照表を掲載した平成 19 年 9 月中間期半期報告書を、

②平成 20 年 6 月 30 日、経常損益が 64 百万円の損失であったにもかかわらず、これを 17 百万円の利益と、当期純損益が 97 百万円の損失であったにもかかわらず、これを 17 百万円の利益と記載するなどした損益計算書、及び純資産額が 451 百万円であったにもかかわらず、純資産額に相当する「純資産合計」欄に 625 百万円と記載するなどした貸借対照表を掲載した平成 20 年 3 月期有価証券報告書を各々関東財務局長に対して提出した。

被審人が行った上記の各行為は、金融商品取引法（平成 20 年法律第 65 号による改正前のもの。以下「旧法」という。）第 172 条の 2 第 1 項又は第 2 項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書等を提出した行為に該当すると認められる。

(2) 課徴金の計算の基礎

旧法第 172 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定により、平成 19 年 9 月中間期半期報告書及び平成 20 年 3 月期有価証券報告書に係る課徴金の額について、個別決定ごとの算出額は、

イ被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じて得た額（46,774 円）が

ロ 3,000,000 円

を超えないことから、

同半期報告書については、3,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 1,500,000 円
同有価証券報告書については、3,000,000 円となる。

ここで、法第 185 条の 7 第 6 項の規定により、同一の事業年度に係る 2 以上の虚偽の
継続開示書類が提出されたときは、課徴金の額を調整することとなるため、次のとお
り 300 万円を個別決定ごとの算出額に基づき按分した金額が課徴金の額となる。

平成 19 年 9 月中間期半期報告書に係る課徴金の額は

$$3,000,000 \times 1,500,000 / (1,500,000 + 3,000,000) = 1,000,000 \text{ 円}$$

平成 20 年 3 月期有価証券報告書に係る課徴金の額は

$$3,000,000 \times 3,000,000 / (1,500,000 + 3,000,000) = 2,000,000 \text{ 円}$$

以上より、課徴金の額は次のとおりである。

$$1,000,000 \text{ 円} + 2,000,000 \text{ 円} = 3,000,000 \text{ 円}$$

ご参考

- ・ 金融庁ホームページ掲載事項
<http://www.fsa.go.jp/news/index.html>